



GLOBAL DISPUTES PRACTICE NEWSLETTER

TOPICS

1. ロンドン国際仲裁裁判所による仲裁判断の重大な違法についてイングランド高等法院が示した判断
2. クラス承認に関する最近の連邦最高裁判例の功罪

1. ロンドン国際仲裁裁判所による仲裁判断の重大な違法についてイングランド高等法院が示した判断

英国では「重大な違法」を理由として仲裁判断に対する不服申立てがされることはそもそも稀であり、申立てがされたとしてもそれが認められることはほとんどありませんでした。しかし、2014年12月、1996年イングランド仲裁法（以下「仲裁法」）68条(1)及び同条(2)(d)に基づく不服申立てについて、イングランド高等法院はその申立てを認めるとの判断を示した上で¹、約2億2500万ユーロの支払いを命じたロンドン国際仲裁裁判所（以下「LCIA」）の仲裁判断を取り消す判断を行いました²。

経緯及び仲裁判断の内容

2007年、英国内務省（以下「内務省」）は、米国のRaytheon Systems Limited（以下「Raytheon社」）に対し、7億5000万ユーロで電子出入国管理システムの設計、開発及び供給業務を委託しました。2010年、内務省は、委託業務の遂行状況に著しい遅延があった等としてRaytheon社との契約を解除しましたが、Raytheon社は内務省による解除は違法であり、そのような違法な解除により多額の損害を被ったとして、内務省に対して、生じ

た損害の賠償を求めました。内務省は、LCIAにロンドンを仲裁地とする仲裁の申立てを行い、3名の仲裁人が選任されて仲裁廷が構成されました。内務省の責任の有無と損害額について、58人の証人に対して事実関係や意見の聴取がなされる等して42日間にわたる審理が行われ、2014年8月、仲裁廷による仲裁判断が示されました。仲裁判断の内容は、契約解除は違法であるというRaytheon社の主張を認めるものであり、内務省に対し、関連する費用と利息を含めた約2億2500万ユーロの損害賠償の支払が命じられました。

仲裁判断に対する不服申立て

内務省は、イングランド高等法院に対して、仲裁判断に「重大な違法」が生じているとの理由により（仲裁法68条(1)）、LCIAによる仲裁判断の取消しとその無効宣言を求めて不服申立てを行いました。内務省は、当事者が主張した争点のうち仲裁廷が取り上げていないものが存在しており、とりわけ責任の有無と損害額に関して仲裁判断を行う上で不可欠な争点が多く取り上げられていないことから、仲裁判断に影響を及ぼす「重大な違法」が存在すると主張しました（仲裁法68条(2)(d)³。かかる不服申立てについて、Akenhead裁判官は2つの判断を示しました。

¹ The Secretary of State for the Home Department v Raytheon Systems Limited [2014] EWHC 4375 (TCC)

² The Secretary of State for the Home Department v Raytheon System Limited [2015] EWHC 311 (TCC)

³ 責任に関する2つの争点及び賠償額に関する3つの争点を取り上げられていないと主張していました。

第1の判断 — 「重大な違法」について—

仲裁判断に対する不服の申立ては、仲裁判断に「重大な違法」が存在する場合に行うことができるとされています。この場合の「違法」の具体的内容については仲裁法が規定しており、「違法」により申立人に対する重大な不正義が生じ又は生じるであろう場合が「重大な違法」が存在する場合であるとされています⁴。

本件において、Akenhead 裁判官は、当事者が主張した争点のうち以下の争点を仲裁廷が取り上げなかったことにより「重大な違法」が生じていると判断しました。

(1) 責任に関する争点

Akenhead 裁判官は、仲裁廷が Raytheon 社が遅延についての責任の全部又は重要部分を負うか否かにつき検討を行わず、判断の遺漏が生じたのみならず、各当事者が、かかる争点についての主張や証拠を提出するために膨大な時間と資源と費用を費やした事実に鑑みて、「重大な違法」が生じていたと判断しました。

(2) 損害額に関する争点

遅延に関する争点を仲裁廷が取り上げていたとするならば、仲裁手続に関連して生じた費用負担を内務省が命じられるべきでなかったであろうところ、かかる費用⁵を全体の損害額から除外しなかったことについても、「重大な違法」があったとの判断を示しました。

第2の判断 — 適切な救済方法は何か—

Akenhead 裁判官は、「重大な違法」が生じていたと判断した上で、本件についての救済方法についての判断を示しました。

仲裁法 68 条(3)が規定する救済方法には、同一仲裁廷に再考をさせるための差戻し、仲裁判断の

⁴ 仲裁法 68 条は仲裁判断に対する不服申立ての要件として、「重大な違法」の発生、それによる「重大な不正」の発生を規定し、「重大な違法」の具体的内容として、(a) 仲裁廷の一般的義務違反、(b) 権限逸脱、(c) 当事者の定めた手続の不遵守、(d) 判断遺漏、など9つの内容を挙げています。

⁵ 1 億 2600 万ユーロに上りました。

取消し、及び仲裁判断の無効宣言があります⁶。Akenhead 裁判官は、同一仲裁廷への差戻しが原則であり、差戻しが不適切でない限り、仲裁判断の取消しを行うことはできないと述べ、また実務上、仲裁判断の取消しと仲裁判断の無効宣言の間には殆ど差異がないとしました。その上で、本件については、仲裁廷の判断における違法の程度が特に重大であったこと、本件を同一仲裁廷に差し戻す場合には仲裁人に望ましくない緊張感と重圧を与える可能性があること等の理由を述べて、差戻しが不適切であり、仲裁判断を取り消して新たな仲裁廷において審理をすべきであると結論付けました。

考察

Akenhead 裁判官が示した上記各判断には、以下の重要な点が含まれています。

- 仲裁判断には当事者により主張された全ての重要な争点が取り上げられなくてはならないこと。
- 本件では不服申立てが認められたものの、仲裁法 68 条による不服申立てを行うには、重大な不正義が生じ又は生じるであろうことを立証しなければならぬなど、高いハードルを乗り越えなければならないという立場自体の変更はないこと。
- 仲裁法 68 条の「重大な違法」に基づく不服申立てや救済方法の選択についての判断は従前僅かにしか存在しておらず、Akenhead 裁判官による綿密な分析と理由付けは今後の有用な指針となる判断を示したものとイえること。

最後に

本稿はイングランド高等法院の仲裁判断取消しに関する判断をご紹介しますのですが、我が国仲裁法による仲裁判断取消しの申立てを検討する場合にも参考となるものと思われま

⁶ 差戻しと取消しでは、同じ仲裁廷による再度の判断を求めるか、新たに仲裁廷を組織するのかという点、従前の資料を引き継ぐのか、引き継がないのかという点が大きく異なります。仲裁廷への差戻しとは、以前と同じ仲裁廷に対し、従前の資料を引き継いで、再度判断を求めることをいいます。

2. クラス承認に関する最近の連邦最高裁判例の功罪

1. はじめに

米国にはクラスアクションという集団訴訟の制度が存在しますが、クラスアクションとして訴訟手続を進めるためには、原告は、本案審理に入る前に、連邦民事訴訟規則所定の要件を満たしていることを立証し、裁判所からクラスとしての承認（以下「クラス承認」）を受ける必要があります⁷。

近年相次いで出されたクラスアクション訴訟に関する3つの米国連邦最高裁判決（Wal-Mart 事件⁸、Comcast 事件⁹及び Halliburton 事件¹⁰。以下、総称して「3つの最高裁判決」）は、クラス承認の要件に関して重要な判断を示しました。Wal-Mart 事件は、クラス承認の判断において、本案判断と重なり得る事項であるとしても、連邦民事訴訟規則 23 条(a)(2)の共通性（commonality）の要件の存否についてクラス承認の段階で厳密な分析（rigorous analysis）を必要とすると判断しました。同判決は、共通性の要件として紛争の中心的な争点についての具体的な共通性を要するところ、原告の立証では具体的な共通性は認められないとしてクラス承認を否定しました。また、その2年後の Comcast 事件では、Wal-Mart 事件で採用された厳格な分析を連邦民事訴訟規則 23 条(b)(3)の支配性（predominance）の要件の判断にも適用しました。同判決は、当該事件において支配性の要件を満たすためにはクラス全体に適用される損害算定方法が提示されなければならないとした上で、原告はそのような方法を立証していないとしてクラス承認を否定しました。さらに、証券詐欺訴訟である Halliburton 事件では、本案に

⁷ 連邦民事訴訟規則 23 条。なお、Global Disputes Practice Newsletter 2014 年 9 月号参照。

⁸ *Wal-Mart Stores, Inc. v. Dukes*, 131 S. Ct. 2541 (the U.S. Supreme Court, 2011)

⁹ *Comcast Corp. v. Behrend*, 133 S. Ct. 1326 (the U.S. Supreme Court, 2013)

¹⁰ *Halliburton Co. v. Erica P. John Fund, Inc.*, 134 S. Ct. 2398 (the U.S. Supreme Court, 2014). Global Disputes Practice Newsletter 2014 年 9 月号参照。

おける主張と重複することになるとしても、被告が、被告の不正な声明が株価に影響を与えていないことをクラス承認の抗弁としてクラス承認の段階で主張立証することを許容しています¹¹。

これらの判断は、本案判断に関連する主張をクラス承認の段階での防御方法として提示することを被告に認めるものであり、裁判所が容易にクラス承認をすることを妨ぎ得るという点において、被告に有利であると評価されてきました。ところが、ディスカバリーについては、これら3つの最高裁判決によって、被告となる企業に、別の観点での潜在的な負担が生じることになりました。すなわち、多くの裁判所は、クラス承認前の段階でのディスカバリー範囲の拡大という問題に直面することとなり、ディスカバリーの範囲が拡大される場合にそれに伴う被告の費用負担の増加にどう対応するのかが問題とされることになったのです。この問題について、裁判所は、さまざまな方法でディスカバリー範囲の拡大による被告の費用負担の問題に対応しています。

以下では、これらのクラス承認について3つの最高裁判決が、ディスカバリーの実務に与えた影響についてご紹介致します。

2. 3つの最高裁判決がディスカバリーに与えた影響

(1) クラス承認前のディスカバリーについての従前の運用

3つの最高裁判決以前においては、裁判所はクラス承認前のディスカバリーが必要かどうかを検討し、クラス承認に必要な要件の充足の有無を判断するためにディスカバリーが必要と判断した場合にクラス承認のためのディスカバリーを認めるという運用をしており、ディスカバリーをクラス承認の問題と本案に関する問題との二段階に分離し実施してきました。二段階のディスカバリーは、複雑な事案において効率性を高め、被告のディスカバリーの費用を抑えることを可能にしました。

¹¹ Halliburton 事件の詳細については、Global Disputes Practice Newsletter 2014 年 9 月号参照。

(2) 3つの最高裁判決後のクラス承認前のディスカバリーの運用

これに対し、3つの最高裁判決後、裁判所は、クラス承認の段階での適切なディスカバリーの範囲について、新たな問題に直面しています。すなわち、3つの最高裁判決が認めたように、被告が本案に関連する防御方法によってクラス承認を退けることができるというのであれば、原告の方でも、クラス承認の前に本案についてのディスカバリーを行うことができるのではないか、という問題です。裁判所は、この問題につき、以下のとおり、さまざまな対応を示しています。

ア 従前の二段階のディスカバリーを認めないという対応

3つの最高裁判決後、従前のようなクラス承認に関するディスカバリーと本案に関するディスカバリーとを区別することをためらう裁判所が多くみられるようになりました。

例えば、Chen-Oster 事件¹²において、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所は従前の二段階のディスカバリーを認めない根拠として Wal-Mart 判決を引用しつつ、クラス承認の段階で原告らがクラス承認の要件に関する事実だけでなく、本案に関連する事実についてのディスカバリーを求めることを認めました。

同様に、イリノイ州北部地区連邦地方裁判所も、Groupon 事件¹³において、Wal-Mart 判決及び Comcast 判決に依拠して二段階のディスカバリーを求める被告の申立てを却下しました。同判決は、二段階のディスカバリーが適切か否かは、①有用性 (expedience)、②経済性 (economy) 及び③クラス承認の争点と本案の争点との可分性 (severability) の観点から判断されるとした上で、Wal-Mart 判決以後は、クラス承認の要件の分析は、本案の争点と重なり得るため、従前ほど二段階のディスカバリーに効率性があるとはいえないと判示しました。

¹² *Chen-Oster v. Goldman, Sachs & Co*, 285 F.R.D. 294 (S.D.N.Y. 2012)

¹³ *Groupon Secs. Litig.*, No. 12 C 2450, 2014 U.S. Dist. LEXIS 26212 (N.D. Ill. 2014)

その他にも、二段階のディスカバリーを求める被告の申立てを却下した裁判所がいくつか現れています。

もっとも、これらの判決の傾向をもってしても、クラス承認の段階で本案に基づくディスカバリーを原告が求めることが当然に認められるというわけではありません。原告がそのようなディスカバリーを行うには、原告は、原告が求める文書等がどのようにクラス承認の要件と関連するかを明確にしなければならないからです。

イ 3つの最高裁判決の下でクラス承認前のディスカバリーについての範囲と費用を制限するという対応

他方で、3つの最高裁判決の下、実施可能な範囲で二段階のディスカバリーを継続している裁判所もあります。

Lake 事件¹⁴において、イリノイ州北部地区連邦地方裁判所は、クラス承認の要件と本案の問題が重複する点があるとしても、それだけで二段階のディスカバリーにより得られる効率性が消失することにはならないと判示しました。また、同地方裁判所は、Christian 事件¹⁵でも効率性の観点から被告のディスカバリー手続の分離の主張を認められています

ウ コストの分担や、積極的な事件処理手続計画 (Case Management Plans) の利用による対応

いくつかの裁判所は、クラス承認前のディスカバリーの範囲及び費用の問題を解決するために、より新しいアプローチを採用しています。

例えば、Boeynaems 事件¹⁶では、原告が、広範囲 (extensive) のディスカバリーを要求した場合、被告がこれに従うことにより高額な費用が生じるときは、原告はやむを得ない事由 (Compelling Circumstance) がない限りディスカバリーの費用を負担しなければならないと判断しています。こ

¹⁴ *Lake v. Unilever U.S., Inc.*, 964 F. Supp. 2d (N.D. Ill. 2013)

¹⁵ *Christian v. Generation Mortg. Co.*, No. 12 C 5336, 2013 U.S. Dist. LEXIS 69855 (N.D. Ill. 2013)

¹⁶ *Boeynaems v. LA Fitness Int'l, LLC*, 285 F.R.D. 331, (E.D. Pa. 2012)

の判決は、クラス承認以前のディスカバリー費用の転換に言及した初めての裁判例と思われ、今後他の裁判所がこの判断を採用するかどうかという点が注目されますが、3つの最高裁判決後にディスカバリーに巻き込まれた被告企業にとっては、有用な先例といえるでしょう。

他方で、クラス承認前の広範なディスカバリーを許容するか否かの判断について、事件処理手続計画 (Case Management Plans) を積極的に活用するアプローチを試みる裁判所もあります。Bayer Healthcare 事件¹⁷ は、原告がペットのノミやダニを駆除する製品の製造業者を被告とし、被告が当該製品について不実表示をしたと主張してクラスアクションを提起した事案ですが、オハイオ州北部地区連邦地方裁判所は、事件処理手続会議 (Case Management Conference) の際に当事者の主張を聞き、本件の進行に関する証拠計画を作成し、ディスカバリーの範囲を、被告の広告による主張を実証することのできる研究内容を提示することができるか否か、提示することができた場合に、原告がこれに反論し得るか否かといった点に限定しました。当事者双方が証拠を提出した結果、同地方裁判所は、被告が自身の広告による主張の

立証を果たしたとして、被告のサマリージャッジメントの申立てを認め、被告はクラス承認前の段階における広範なディスカバリーを経ることなく勝訴することとなりました。この判断は控訴審でも認められています。

3. 今後の動向

以上のとおり、3つの最高裁判決は、被告である企業にクラス承認を退ける強力なツールを与えた一方で、広範なディスカバリーの対応とそれに伴う費用負担の可能性を残したと言えます。上訴審は、裁量権の濫用の基準 (abuse-of-discretion standard) により下級審判決を審査することとなるため、ディスカバリーの範囲についての指針となるようなより明確な基準が上訴審によって示されるまでには時間を要するものと考えられますが、上訴審の判断が示されるまでの間、クラスアクションの被告となった企業は、クラス承認を退けた事案を把握しておくとともに、ディスカバリーを制限するために取り得る戦略的なオプションを知っておく必要があるでしょう。

¹⁷ *Simms v. Bayer Healthcare LLC (In re Bayer Healthcare)*, 752 F.3d 1065 (6th Cir. 2014)

外国法共同事業・ジョーンズ・デイ法律事務所

〒105-0001

東京都港区虎ノ門四丁目1番17号神谷町プライムプレイス

電話 03.3433.3939

FAX 03.5401.2725

WWW.JONESDAY.COM

世界各国のジョーンズ・デイのオフィス

アトランタ	アーバイン	アムステルダム	アル・コバール	インド
クリーブランド	コロンバス	サンディエゴ	サンパウロ	サンフランシスコ
シカゴ	ジッタ	シドニー	シリコンバレー	シンガポール
ダラス	デトロイト	デュッセルドルフ	ドバイ	ニューヨーク
パース	パリ	ピッツバーグ	ヒューストン	フランクフルト
ブリュッセル	ボストン	マイアミ	マドリッド	ミュンヘン
ミラノ	メキシコシティ	モスクワ	リヤド	ロサンゼルス
ロンドン	ワシントン	上海	北京	香港
台北	東京			

編集責任者：	弁護士 佐藤 りか	(rsato@jonesday.com)
	弁護士 森 雄一郎	(ymori@jonesday.com)
	弁護士 棚澤 高志	(ttanazawa@jonesday.com)
編集者：	弁護士 川崎 邦宏	(kkawasaki@jonesday.com)
	弁護士 高橋 俊昭	(ttakahashi@jonesday.com)
	弁護士 徳本 尚子	(ntokumoto@jonesday.com)
	弁護士 西山 誠一	(snishiyama@jonesday.com)
	弁護士 花田 裕介	(yhanada@jonesday.com)
	弁護士 岡野 光孝	(mokano@jonesday.com)
	弁護士 長鎌 未紗	(mosagane@jonesday.com)
	弁護士 藤本 博之	(hfujiimoto@jonesday.com)
	弁護士 渡邊 一雅	(kwatanabe@jonesday.com)
	弁護士 渡邊 悠人	(ywatane@jonesday.com)

本ニュースレターに含まれる情報は、特定の事実や事情に関する弁護士の法的なアドバイスではないことをご留意ください。本ニュースレターは著作権による保護の対象となります。弊事務所の事前の許可なく複製、転載、変更、翻案、翻訳、再配布等することはできませんのでご注意ください。本ニュースレターを使用することによって生じ得るいかなる損失に対しても弊事務所は責任を負いません。